

(別紙様式 2 - 1 (実施要項第 4 条関係))

<b>&lt; 案件名 &gt;</b>	
<b>南相馬市個人情報保護条例の一部を改正する件 (素案)</b>	
区 分	内 容
政策等の趣旨	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)制定に伴い、特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)の保護を図るため、南相馬市個人情報保護条例を改正するもの。
〃 目的	市が保有する特定個人情報の本人関与制度等を明らかにするとともに、特定個人情報の保護措置を規定するもの。
〃 立案の経緯	番号法制定に伴い、条例を改正するもの。
立案する際に整理した考え方及び論点	番号法第 3 1 条に基づき、特定個人情報及び情報提供等記録の保護措置を条例に規定するもの。
理解するための資料	
ア 根拠法令	番号法
イ 上位計画等の概要	
ウ 施策等の実施により予想される影響の程度及び範囲	
エ その他、必要な資料	
立案の際に意見を聴取した審議会等及び主な構成員	南相馬市個人情報保護審査会
意見提出の注意事項	
取扱い等結果の公表予定時期	平成 2 7 年 7 月中旬